

保育所(園)等利用申込み(令和8年4月入所希望)をされたみなさまへ

【今後の利用調整などの流れ】

①新規申込及び申込内容変更受付期間(11月14日まで)

お申込みいただいた内容から希望園や希望園順、兄弟姉妹同時申込み等の取扱いの変更などを希望される場合は、11月14日17:30までに「保育所(園)等利用申込み内容変更届(市HPまたは窓口配布)」を市役所 別館5階 保育幼稚園入園課へご提出いただくことで、変更できます。なお、期限以降に変更届を提出された場合は、第1次利用調整では変更せず、第2次利用調整から変更届に基づいて利用調整を行います。

第2希望以降の希望園変更のみであれば、変更届の提出の代わりに、右下のQRコードより申請することが可能です

(児童1人につき1回のみ。QRコードでの申請は11月13日まで)。



②不備書類等受付期間(11月21日まで)

提出書類に不備があった方は、別紙「保育所(園)等利用申込み書類の再提出について」を十分ご確認ください。(来庁手続きされた方のみ)

また、今回提出された書類から状況に変化があった場合(退職や就労時間の変更など)も必ず、11月21日17:30までに変更後の証明を受けた各種書類をご提出ください。

また、期限後でも状況に変化があった場合は必ず保育幼稚園入園課までご連絡・ご相談ください。利用調整の指数等に影響がある場合は、内定取消または辞退減点となります。

不備書類につきましては不備・追加書類提出フォームからご提出ください。→→→

(注)以下の書類は専用フォームからご提出いただけません。窓口または郵送にてご提出ください。



・マイナンバーの記載があるもの ・障害児保育制度に関する「意見書」、「同意書」

③申込済証提出期間(11月28日まで)

第1希望の保育所(園)等に申込済証を持参してください。なお、保育所(園)等へ持参するにあたり、事前連絡が必要かどうかなど、別紙「申込済証受取り一覧」をご確認ください。

※第2希望以降の施設で内定となる場合は市から当該施設へ申込済証の写しを提供することがあります。

④利用調整結果の通知(1月中旬以降)

提出書類等に不備なく、お申し込みが完了された方には、1月中旬以降に内定・保留問わず結果を文書で通知します。結果通知までの間に、お問い合わせをいただいても順番や内定・保留の状況などは一切お答えできません。

なお、保留となった方については、第2次利用調整で希望園に空きがある場合(辞退等によるもの)、引き続き利用調整の対象となります。第1次利用調整から希望園等の変更をされる場合は手続きが必要です。詳しくは、保留通知に同封する書類をご確認ください。

【裏面につづく】

【注意事項】

①第1次利用調整で **内定** となった場合

内定となった保育所(園)等から入所説明を受ける必要があります。

内定の通知が届いたら、入所説明の日時や場所等を確認の上、ご参加ください。入所説明は施設から運営方針や保育の内容など重要事項の説明を受け、保護者自身で施設・保育の状況を確認する重要な場です。説明を受けない場合は内定が取消になることがあります。

申込段階で重篤なアレルギーや病気、発達の遅れ等の申し出がなく、内定後に判明した場合等も内定が取消になることがあります。

②第1次利用調整で **保留** となった場合

保留後、手続きをしなければ2次・3次利用調整の対象となります。

第1次利用調整で保留となった場合、2次・3次利用調整で、内定となることがあります。

2次利用調整の結果は2月下旬、3次利用調整の結果は3月中旬以降を予定していますが、この内定を辞退された場合も、令和8年度中を入所希望日とする利用調整において、辞退による減点対象となりますので、育児休業中の方などは勤務先と十分に調整されることをお勧めします。

なお、1次利用調整後、2次・3次利用調整の対象にならないように、入所希望日を変更される際は、2月6日までに「保育所(園)等利用申込み内容変更届(市HPまたは窓口配布)」を保育幼稚園入園課へご提出ください。就労証明書の「育休延長可否」の項目で、「否」にチェックがある場合は、延長後の育児休業取得期間が記載された「就労証明書」も併せて提出ください。

③転所(園)申込みをされた方

内定となった場合、辞退して、元の保育園に在園することはできません。

全ての利用調整が完了し、元の保育園には新しく入園する方が決定しているため、いかなる理由があっても、転所(園)内定を辞退して、元の保育園に在園することはできません。辞退した場合、保育所(園)等に所属することができなくなり、新たに申込する場合には利用調整で減点の対象となります。万が一、転所(園)申込を取り下げの場合は、11月14日17:30までに市HPまたは窓口にてお手続きください。



取り下げフォーム→

④育休明け入所希望の方

育休明けで入所した場合は、必ずその月の末日までに職場復帰が必要です。月末が休日や祝日の場合でも、復帰日を翌月の日付にされますと内定取消や辞退減点となりますので、ご注意ください。

育児休業を取得している職場への復職が必要です。育児休業を取得している職場を退職して転職される場合は育休明け加点なしで再選考となり、内定取消や辞退減点になる場合があります。

申込時の就労時間で復職することが必要です。短時間勤務制度を利用される(有給の育児休暇や部分休業等を含む)場合は申込時に必ず申し出てください。申込時と復職時で就労時間が異なる場合は内定取消や辞退減点となる場合がありますので、ご注意ください。

⑤枚方市に転入予定の方

入所月の1日までに必ず枚方市に転入(住民票の異動)をしてください。

転入予定で内定となった場合は、必ず入所月の1日までに転入(住民票の異動)をしていただく必要があります。1日時点で枚方市民ではない場合、退園となりますので、お気を付けください。

<注意>転入後、一定期間は遡って手続きができますので、詳細は、枚方市役所 市民課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20

TEL:072-841-1472(直通) FAX:072-841-4319